

霧島市子ども計画（令和7年度）点検・評価シート

資料1

基本目標1 子ども・若者の権利と安全を守る
基本方針1 子ども・若者の権利の保障

【子ども計画第6章】指標
R7年度～R11年度
目標値・実績値のセルを非表示

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
C：計画より若干遅れている（50～79%）
D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
B：見直し
C：休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課
				目標値	実績値					
(1) 子ども・若者の権利の擁護	①子どもの権利の普及啓発	啓発リーフレットの配布や子どもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いて子どもや大人への広報・啓発を行います。	—	—	—	—	啓発リーフレットやポスターを市民課窓口を設置・配布したほか、主にDV防止の観点からの子どもの権利に関するパネル展を開催した。	既存のパネル等を活用し内容は充実したが、展示の仕方等を工夫し、より多くの方に立ち止まって見てもらえるよう改善したい。	A	市民課
	②人権教育の推進	市内小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。	—	—	—	—	人権擁護委員協議会による教室等の市報掲載や、子どもの権利擁護を主題とした講演会を開催した。	アンケート結果では、講演会参加者の99.4%が「理解が深まった」と回答。	A	市民課
	③相談救済機関への支援	人権擁護委員協議会による子どもの権利に関する出前講座等について、広報等により周知を図るなど協議会の活動を支援することで、子どもの権利の認知向上に努めます。	—	—	—	—	人権擁護委員協議会による教室等の市報掲載や、ポスター掲示等による周知を行った。	今後も広報誌への掲載に加え、ポスターの掲示やチラシ配布等による周知に努める。	A	市民課
(2) 子ども・若者の意見表明・社会参画の促進	①ワークショップの実施	テーマを設定し、子どもたちが考え、意見交換する「霧島子どもみらいサミット」を実施します。	—	—	—	—	8月に中学生を対象に国分公民館で開催した。市内12校から27人が参加し、市や自身の将来等について活発に意見交換を行った。	参加者からは将来を考えるきっかけになった、普段は他校の生徒と話し合う機会がないため、貴重な経験となったなどの意見が多く、先生や保護者からも好評であった。	A	子ども政策室
	②市ホームページ等による子ども・若者の意見・提案の募集	子ども・若者が、子ども施策などの市政について自主的に意見を表明できるよう、市ホームページ等において、子ども・若者の声を随時募集します。	—	—	—	—	ワークショップで子ども・若者の意見聴取について意見を得られた。また、11月に国分南中で開催された主権者教育の研究授業において、生徒が作成した提案条例に対する助言等を行った。	今後も他市町村の取組状況の情報収集等に努める。	A	子ども政策室
	③子ども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	子ども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるように、その仕組みづくりに努めます。	—	—	—	—	8月のワークショップにおいて、「自分たちが思っていることをどうすれば社会に発信できるか」をテーマとし、意見聴取を行った。また、子ども・子育て会議委員に学生2人を委嘱し、子ども・若者の意見聴取に取り組んでいる。	参加者からは、子ども用の書き込みスペースや意見を伝えやすい場所やサイト（SNS）、市長との意見交換会の開催といった意見等があった。子ども・子育て会議で子ども・若者視点の意見が得られた。	A	子ども政策室
(3) ヤングケアラーへの支援	①早期発見、支援	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・支援につなげます。	—	—	—	—	ヤングケアラーを適切な支援につなげるため、国のポスターを学校・医療機関等に配布するなど広報活動に取り組んだ。	啓発活動としてポスター等の配布は今後も継続することとなるが、配布範囲については今後も検討が必要である。	A	子ども・くらし相談センター
	②実態把握	ヤングケアラーの実態把握に努めます。	—	—	—	—	今後の実態把握に向けた調整及び、把握後に適切な機関につなげるための支援体制の構築等に取り組んだ。	実態把握の対象学年など対象者をどのように選定していくか関係機関との調整が課題である。	A	子ども・くらし相談センター
	③研修等の実施	関係機関・団体等の職員に対し、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。	—	—	—	—	県の関連研修にオンラインで参加し、ヤングケアラー支援についての理解を深めた。	現在は市の職員が研修を受けている状況であるが、今後は関係機関・団体職員に対する研修の検討をしていく必要がある。	A	子ども・くらし相談センター
	④相談支援体制の整備	関係機関と多職種の専門職等が連携して、対応する相談支援体制の整備に努めます。	—	—	—	—	相談支援体制の整備に向け、様々な領域の関係機関と連携できるように、国や他自治体の取組等の情報収集を行った。	重層的な支援体制が必要となるため、関係機関とどのような連携が効果的かを検討する必要がある。	A	子ども・くらし相談センター
	⑤子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業を推進します。	子育て世帯訪問人数 (延べ)	576	220	D	訪問支援が必要な世帯を把握して利用を促し、世帯の状況に応じて、委託事業者が、家事支援、育児・養育支援を実施した。(利用見込数 220人)	訪問支援員が訪問を重ねて行くことで、支援対象者と悩みや困りごとを話せる関係性が構築され、子育て等に関する不安や悩みの傾聴ができており、虐待の未然防止につながっている。	A	子ども・くらし相談センター

基本方針2 子ども・若者の安全と安心の確保

A: 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B: 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C: 計画より若干遅れている (50~79%)
 D: 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A: 推進
 B: 見直し
 C: 休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 子ども・若者の自殺対策	①自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、心の不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。	—	—	—	—	広報誌、市ホームページ等で相談窓口に関する周知を行った。また、令和8年1月8日に主に庁内の窓口担当者を対象にゲートキーパー研修会を実施した。(参加者数 58人)	引き続き広報誌、市ホームページ等で相談窓口に関する周知を図るとともに、研修会を開催し、ゲートキーパーの役割を担う人材確保を行う。	A	健康増進課	
	②スクールカウンセラー等の配置	県のスクールカウンセラー派遣制度に加え、本市の臨床心理士やいじめ相談員、かけはしサポーターを市内の公立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	—	—	—	全ての小中学校に、県のスクールカウンセラーやいじめ相談員、市の臨床心理士等を派遣し、児童生徒や保護者、教職員の心のケアに努めた。	学校の先生に相談できないことを、相談することができ、気持ちが軽くなったとの声があった。	A	学校教育課		
	③いじめ防止対策	いじめ問題対策委員会を開催するとともに、小中学校において、心の健康観察アプリ、SOSの出し方に関する教育を充実させ、いじめへの早期対応の取組や、いじめ相談対応策の充実を図ります。	—	—	—	—	全ての小中学校で心の健康観察アプリを活用し、児童生徒の心の健康状態を把握するよう努めた。	教員からは、心の健康観察アプリを活用することで、児童生徒の悩みや心配事に対して、深刻化する前の段階で対応でき、早期発見、早期対応に効果があるとの意見が寄せられた。	A	学校教育課	
(2) 性犯罪・性暴力対策	①生命の教育の実施	各学校において、「命の教育の日」を年間で設定し、「命を感じる」「命を守る」「他者を尊重する」視点で各教科等の授業を実施します。	—	—	—	—	全ての小中学校で「命の教育の日」を設定し、自他の命の大切さについて授業を実施した。	年間を通じて計画的に実施できている。自他の命の大切さを学ぶよい機会となっている。	A	学校教育課	
	②性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知	子ども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、市ホームページや広報さりしま等を活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。	—	—	—	—	広報誌や市ホームページへの掲載のほか、民間団体から提供された啓発物品の配布等を行い、周知に努めた。	広報誌や市ホームページのほか、国の広報サイトへの掲載や、広報資料の配布等を行い、より広範囲な周知・広報が出来た。	A	市民課	
(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備	①街頭指導や声掛け活動の実施	青少年の健全育成のため、関係機関と連携し、街頭指導や声掛け活動などを行います。	—	—	—	—	青少年育成指導員による週1回程度の巡回パトロールや霧島警察署並びに地域有志による夏祭りの夜間補導を実施した。 国分地区防犯組合連絡協議会による公園や通学路における見守り・声掛け等の活動を行った。	地域と学校が情報を共有することで、事故防止につながっている。 国分地区防犯組合連絡協議会から「子ども達の安全のために継続していきたい。」との意見があった。	A	社会教育課	安心安全課
	②防犯パトロール隊の支援	防犯パトロール隊の活動を支援します。	—	—	—	—	市内で活動する防犯パトロール隊のうち48団体へ、防犯ベスト等の用品を支給した。	防犯パトロール隊から「受領した用品をパトロール活動に活かしていきたい。」との意見があった。	A	安心安全課	
	③情報モラルに関する出前講座等の実施	情報モラルに関する教育の普及啓発のため、教職員や児童生徒、保護者、及び地域住民等を対象に出前講座などを実施します。	—	—	—	—	市民対象に1回、学校対象(家庭教育学級等)に6回の出前講座を実施した。	SNSやデジタル機器の利便性と、その裏にある怖さを改めて学ぶことができた。これから、子どもと一緒に話し合い、向き合い方を考えていきたいとの意見があった。	A	メディアセンター	
	④保育所等における災害に備えた取組	災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的に避難訓練を実施するよう指導します。	—	—	—	—	特定教育・保育施設確認監査等において、非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的に避難及び消火に対する訓練を行っているか確認、指導した。	—	A	子育て支援課	
	⑤学校における災害に備えた取組	市内の全ての公立小・中学校に対し、災害や事故等から子どもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するための危機管理体制を構築するよう管理職・担当者研修会等を通して指導・助言し、危機管理体制の構築を図ります。	—	—	—	—	管理職研修会において、各学校での危機管理体制の構築へ向けた指導を行った。	管理職からは、熱中症対策や危機管理マニュアルの見直し、きり防ナビの登録等、管理職研修会で指導を受けた内容に取り組むことができたとの感想が寄せられた。	A	学校教育課	
(4) 安心・安全な通学路等の確保、環境整備	①交通安全啓発・教育の推進	交通安全思想の普及・啓発活動及び交通安全教室を実施します。また、交通安全啓発に努める関係団体の活動を支援します。	—	—	—	—	園児・児童・生徒に対する交通安全教室を実施し、概ね14,000人の参加見込みである。	参加した児童等から「学んだことを活かして事故に遭わないようにしたい。」などの意見があった。	A	安心安全課	学校教育課
	②交通安全施設の整備	必要に応じて、危険防止のために道路反射鏡等の安全施設を整備します。	—	—	—	—	市内の84箇所に道路反射鏡や防護柵等を設置した。	公民館や自治会から「通学路における児童等の安全を確保するため必要である。」との意見を受け、新設した道路反射鏡があった。	A	安心安全課	
	③安全灯の設置及び維持管理	通学路の安全を確保するため、集落間の灯りがない箇所に安全灯を設置します。	—	—	—	—	安全灯を5基設置する見込みである。	学校から「暗がりがある通学路に安全灯を設置してもらえるのは大変ありがたい。」との意見があった。	A	安心安全課	
	④公園の遊具等の修繕	公園の遊具等の安全を定期的に確認し、危険なものを修繕・交換又は撤去します。	—	—	—	—	3公園の老朽化した遊具等を交換する予定である。 ・国分地区：城山公園、正覚寺公園 ・隼人地区：町後公園	公園の老朽化した遊具を更新(取替え)することで、子どもたちが安心・安全に利用することにつながる。	A	建設施設管理課	

A : 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B : 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C : 計画より若干遅れている (50~79%)
 D : 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A : 推進
 B : 見直し
 C : 休止・廃止

基本方針3 児童虐待防止など要保護児童等対策

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 発生予防、早期発見、早期対応等	①地域子育て支援拠点の運営	地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、保護者の孤立予防や育児不安の軽減を図ります。	—	—	—	—	年齢別サロンや講座、毎月発行のお便りを通して子育てに関する情報提供を行った。利用者や交流する中で、相談等があった場合に必要方には詳しく話を聞き、関係機関等の紹介を行った。 各支援センターや関係機関と連携し、子育ての不安や悩みを汲み取れるよう、利用者に寄り添う取組を行った。	利用者からは「保育士に相談できる場所があるのありがたい」、「先生方がやさしく話しかけたりこどもを喜んで受け入れてもらえて安心できる」等の声があった。	A	こどもセンター	
	②民生委員・児童委員の活動への支援	子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動への支援や周知に努めます。	—	—	—	—	子育てに関する相談を気軽にできる場として、民生委員・児童委員による子育てサロン活動の広報に努めた。また、児童委員の立場から、福祉教育や立哨活動へ参加した。	民生委員・児童委員の活動を知ってもらう機会になり、相談しやすい関係を築ききっかけとなった。	A	保健福祉政策課	
	③発生予防、早期発見、早期対応等	児童虐待の発生予防・早期発見を行うため、地域の関係機関等との連携の強化、健康診査や保健指導等の母子健康施策の実施を通して、妊娠、出産及び育児期に保護者の養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。	—	—	—	—	こども・くらし相談センターでは、庁内関係課等と情報共有を図り、また、関係機関との情報の共有・連携体制を図ることで、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等に取り組んだ。 すこやか保健センターでは、妊娠期から乳幼児期の相談、健診等を通して、育児不安や虐待のリスクがある母子を把握した場合は早期の家庭訪問や面談を行い、必要な支援を行った。	こども・くらし相談センターでは、市での相談件数及び児童虐待通告件数は増加傾向にある。今後も子育てに関する相談に対応し、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応・継続支援を強化していく必要がある。 すこやか保健センターでは、妊産婦健診や乳幼児健診等において全ての母子に面談する機会を活用して虐待の発生予防、早期発見、早期対応等に努める。	A	すこやか保健センター	こども・くらし相談センター
(2) 関係機関との連携及び相談体制の充実	①関係機関との連携	児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行うため、児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求めるなど、相互に協力して、連携の強化を図ります。	—	—	—	—	関係機関(学校等教育施設、保育所等児童福祉施設、児童相談所、警察等)との情報共有及び連携体制の強化を行い、相談者の不安の軽減、虐待等の未然防止に取り組んだ。	各種相談に対応できる体制の維持に向け、専門的知識習得のための研修への派遣などを行っていく。	A	こども・くらし相談センター	
	②相談体制の充実	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。こども家庭センターにおいて子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。	—	—	—	—	母子保健・児童福祉の両機能による合同ケース会議を開催して、支援が必要な世帯の一体的支援に取り組んだ。 特に支援が必要な妊産婦・子育て世帯、乳幼児に対して、母子保健・児童福祉や関係機関と連携し、適切な支援を行った。	母子保健・児童福祉が窓口となり、庁内の関係部署、関係機関と連携して、一体的に支援を行うことができた。 主担当機関によるアセスメントの上、支援計画を作成し役割分担を行っていく必要がある。	A	こども・くらし相談センター	すこやか保健センター
(3) 社会的養護施設等との連携	①社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業を実施する児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めるため、県が行う里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発を行うなど、県をはじめ関係機関との連携を図ります。	—	—	—	—	社会的養護が必要な児童に関する相談があった際は、児童相談所との情報共有・連携を図り、支援に取り組んだ。 また、里親支援につながる広報・周知を県と連携して取り組んだ。	社会的養護が必要な児童に関する相談に対応するため、児童相談所、児童養護施設、母子生活支援施設等との情報共有・連携の強化に更に取り組む必要がある。	A	こども・くらし相談センター	
	②関係機関の連携による自立支援	母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。	—	—	—	—	母子生活支援施設の利用を希望する家庭から相談を受けた場合は、警察等の関係機関と連携を図り対応した。 また、入所を希望する家庭については、入所の手続きを行った。	入所家庭については母子生活支援施設にて、安心して自立に向けて生活できており、今後の自立に向けた活動を母子生活支援施設と連携して支援していく必要がある。	A	こども・くらし相談センター	

霧島市こども計画（令和7年度）点検・評価シート

基本目標2 子ども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

基本方針1 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

【こども計画第5章】指標
R7年度～R11年度
目標値・実績値のセルを非表示

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
C：計画より若干遅れている（50～79%）
D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
B：見直し
C：休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 妊産婦の健康管理への支援	①母子健康手帳交付事業	母子健康手帳を交付し、安心して妊娠・出産ができるよう、保健師や助産師が保健指導を行います。また、子育てアプリ「きりっこ」から妊娠中の情報提供を行います。	—	—	—	—	毎週火曜日に母子健康手帳交付を行い、保健師・助産師が妊婦に必要な保健指導を行った。火曜日以外を希望の場合も子育てアプリ「きりっこ」から事前予約が出来るよう対応した。	妊娠届出時の妊婦の状況により、相談内容も様々である。今後も妊婦やパートナーの状況に合わせて、安心して妊娠期を過ごせるよう対応していく。	A	すこやか保健センター	
	②妊婦健康診査事業	妊娠中の母体や胎児の健康の確保を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施します。	妊婦健康診査受診者数（延べ）	9,358	9,622	A	健康診査費用の負担軽減や、母体や胎児の健康の保持増進を図ることを目的に、妊娠中1人当たり最大14回の公費負担を実施した。また、委託契約を締結できない医療機関を受診した妊婦に対しては、償還払いによる助成を実施した。	利用者から経済的な負担の軽減になった、妊娠中の異常の早期発見ができたとの意見があった。	A	健康増進課	すこやか保健センター
	③歯周病検診事業（マタニティ歯ッピ検診）	歯周病による赤ちゃんの成長抑制や子宮収縮が招く、低体重児出産や早産のリスクを抑えるため、妊娠中の歯科検診を推進します。	—	—	—	—	母子健康手帳交付時に受診勧奨と歯周病予防についての啓発を行った。	利用者からむし歯や歯周病の治療や口腔ケアができたとの意見があった。	A	健康増進課	
	④産婦健康診査	産後2週間、産後1か月の産婦の健康の確保を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。	—	—	—	—	産後2週間と産後1か月に産婦健診を実施し、同時に産後うつや児への愛着に関するスクリーニングを行い、産婦人科と連携しながら産婦のフォローを実施した。	委託医療機関より、市との連携がスムーズになったとの声があった。	A	健康増進課	
(2) 妊産婦への切れ目のない支援	①妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。	妊婦等包括相談者数（延べ）	1,606	1,659	A	妊娠中は面談希望者に、産後はすべての産婦・新生児に家庭訪問または面談等を行い、健康状態や育児の状況を把握し、必要な保健指導を行った。併せて給付金の案内も行った。	妊娠・出産・育児は、妊産婦の心身の変化、家庭環境の変化により、家族等のストレスも大変大きい。様々な相談へ包括的に対応し気軽に相談できる体制の強化を図りたい。	A	すこやか保健センター	
	②妊婦のための支援給付事業	給付金を支給し、妊婦等の経済的支援を図ります。	—	—	—	—	妊娠時と産後の2回、5万円の給付を行い経済的支援を行った。	利用者より出産準備や育児用品などに使うことができたとの声があった。	A	健康増進課	
	③母子訪問事業	妊娠中から産後の状況を把握し、訪問指導を行い妊娠期から産後の育児不安の軽減や育児支援を図ります。	—	—	—	—	保健師・助産師等が家庭を訪問し、家庭の状況にあった保健指導や子育て情報の提供を行い、育児不安の軽減を図った。	在宅助産師等の協力を得ながら、また、関係機関と連携を図り、切れ目のない支援に努める。	A	すこやか保健センター	
	④産後ケア事業	出産後1年未満の母子を対象に、医療機関や助産院に宿泊する「宿泊型」のサービスや対象者の自宅を訪問する「訪問型」のサービス、「日帰り（短時間）型」のサービスなどにより、産後に必要な心身のケアや育児支援を実施します。	産後ケア利用者数（延べ）	890	1,521	A	令和6年7月より5回目までの利用は無料とし、委託事業者を増やすなど利用しやすい環境整備に努めた。	利用者アンケートでは、ゆっくり休息が取れた、授乳や育児の事など相談できて不安が解消したなど、ほとんどの方が産後ケア事業を利用して良かったとの意見が多い。	A	健康増進課	
	⑤粉ミルク支給事業	母親がHTLV-1キャリアやその他の病気に罹患したことにより母乳を与えることができない乳児、多胎児等に対し、粉ミルクの支給券を交付し経済的な支援を実施します。	—	—	—	—	母乳を与えることができない乳児の保護者に出産後早期にフォローを行い、粉ミルクの申請ができるように支援した。	利用者は、ミルクの支給により、経済的負担の軽減になった。	A	健康増進課	

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
C：計画より若干遅れている（50～79%）
D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
B：見直し
C：休止・廃止

基本方針2 小児保健医療の充実

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 予防接種の実施率の向上	①予防接種事業	出生時や健診時に予防接種の目的や接種時期等について正しい情報を提供し、感染症の発症予防・重症化予防に努めます。接種対象者へ個別通知により受診勧奨通知を行い、接種率の向上に努めます。	—	—	—	—	予防接種率向上には保護者の理解が重要となるため、予防接種への理解を深めてもらうために予防接種ガイドの送付や、各種健診・相談時において接種勧奨を行った。	利用者は、おおむね生後2か月よりスムーズに予防接種を受けることができています。	A	健康増進課	
(2) 緊急時に対応するための家庭での対策	①休日・夜間の救急医療機関の周知	休日・夜間に受診できる救急医療機関について、広報誌、市ホームページ等で周知を図ります。	—	—	—	—	始良地区医師会と連携し、広報誌、市ホームページ等で周知を行った。	引き続き始良地区医師会と連携し、周知啓発を図る。	A	健康増進課	
	②心肺蘇生法等の情報提供・普及	市民に向けた普通救命講習Ⅲ（小児・乳児に対する心肺蘇生、応急手当等）の実施、市ホームページに掲載する情報等により応急手当の普及啓発に努めます。	—	—	—	—	令和6年度では定例講習での普通救命講習Ⅲの開催回数は2回であったが、受講者のニーズに合わせて令和7年度は開催回数を3回へ増やし対応した。（受講者数 100人）	小児・乳児に対する心肺蘇生、応急手当等を学ぶ機会が増え、受講者からは実践的で有意義であったとの評価が多く寄せられた。	A	消防局警防課救急救助係	
	③家庭での予防対策	家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進に努めます。	—	—	—	—	新生児訪問時に事故予防、応急対応の資料を配布、7～8か月教室で事故予防の講話や資料を配布した。各母子健診事業では、問診時等に個別で事故予防やこどもの緊急時の対応について、保健指導を行った。	事故予防、緊急時の応急対応などの普及啓発ができた。	A	すこやか保健センター	

基本方針3 発達支援等が必要な子どもと家庭への支援

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
 B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
 C：計画より若干遅れている（50～79%）
 D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
 B：見直し
 C：休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	①母子健診事業	乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、障害や疾病などの早期発見を図り、適切な治療等につながるよう支援します。	—	—	—	—	1か月児健診、3～4か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診と乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、乳幼児の疾病の早期発見や早期治療につなげた。発育発達の経過観察が必要な乳幼児については、必要な相談や教室につないだり、電話でのフォローを行った。	健診後の精密検査等により股関節開排制限や視力異常などの疾病の早期発見や早期治療につながった。健診後のフォローにより相談や教室の参加につながった。	A	健康増進課	すこやか保健センター
	②乳幼児育児相談事業	発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、専門職による個別相談を通して、疾病などの早期発見、必要な情報の提供、保健指導等を行い、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。	—	—	—	子育てに不安や悩みを抱える市民に対して、相談内容に応じて心理士、助産師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等の専門職が育児相談を行った。必要に応じて関係機関の相談や医療機関の受診等につなぎ、疾病や障害の早期発見や早期治療に努めた。	各専門職からの保健指導により子育てに必要な知識を習得できたとの声があった。	A	すこやか保健センター		
	③発達外来事業	発達に不安がある子どもや保護者に対して、専門医師による診察・診断を行います。また、診断に応じた指導や情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援します。	—	—	—	—	霧島市立医師会医療センターにおいて、発達に不安がある子どもや保護者に対して、月2回4人～6人程度、専門医師による診察・診断を行った。また、診断に基づく対応についてのアドバイスや服薬調整、各種診断書の発行、社会資源の提案等行うとともに必要に応じて発達支援を勧めるなど関係機関等と連携して支援を行った。（受診者数 40人見込み）	相談までの待ち時間（最大3か月）が長く、相談者の希望日程と齟齬がある。その他に要望、苦情等は特にならない。	A	こども発達サポートセンター	
	④発達相談事業	こどもの発達等の様々な相談に多職種専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。	—	—	—	—	発達に不安がある子どもや保護者に対しての様々な相談に臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の専門職が応じ、対応についてのアドバイスや必要に応じて発達支援等の関係機関を紹介するなどして支援を行った。（相談者数 171人見込み）	相談までの待ち時間（最大3か月）が長く、相談者の希望日程と齟齬がある。その他に要望、苦情等は特にならない。	A	こども発達サポートセンター	
(2) 幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	①発達障害啓発事業	市民を対象に医師、発達支援専門家、学校関係者等を講師として発達障害についての基礎知識と、年代に応じた困り感や対応方法について、また、支援者を対象に専門的な知識とスキルの習得について学習会を実施します。	—	—	—	—	市民を対象に医師、発達支援専門家、学校関係者等を講師として一般向けの学習会を6回開催して発達障害についての基礎知識と、年代に応じた困り感や対応方法について学ぶ機会を設けた。また、支援者向けの学習会を10回開催し、支援スキル等を修得してもらうなど支援の輪を広げる取組みを実施した。（参加者数 949人）	終了時のアンケートで満足、やや満足と回答した人の割合 ・一般市民を対象とした学習会 97% ・支援者を対象とした学習会 100%	A	こども発達サポートセンター	
	②巡回支援専門員整備事業	地域の一般的な子育て支援施設に、巡回支援専門員（発達障害等に関する知識を有する専門員）が直接訪問し、発達が気になる児童を観察後に、施設職員や保護者に対して、障害の早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行います。	—	—	—	—	施設を訪問し、支援者への助言や保護者面談、研修を実施することで障害の早期発見及び早期対応のための支援を行った。R7.12.31現在で、保育園等の支援者向けの助言等を107回、研修については保育園等の職員向けに3回28人に対し実施した。	アンケート結果において、「対象児について見立て方、関わり方を丁寧に話してもらい勉強になる。保護者への説明でもわかりやすく話してくれるため保護者も受け入れてくれているように思う。」「こども理解や今後の対応などへの助言が大変学びになった。」等の意見があった。	A	障害福祉課	

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(3) 教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	①保育所や幼稚園、学校における施設支援	保育所や幼稚園、学校、こどもに関わる機関と行政の連携を強化し、発達に課題のあるこどもの支援について情報提供し、一貫した支援を行います。専門職による助言も得ながら、関係機関での横断的支援に努めます。	—	—	—	—	施設を訪問し、支援者への助言や保護者面談、研修を実施することで障害の早期発見及び早期対応のための支援を行った。R7.12.31現在で、保育園等の支援者向けの助言等を107回、研修については保育園等の職員向けに3回28人に対し実施した。	アンケート結果において、「対象児について見立て方、関わり方を丁寧に話してもらい勉強になる。保護者への説明でもわかりやすく話してくれるため保護者も受け入れてくれているように思う。」「こども理解や今後の対応などへの助言が大変学びになった。」等の意見があった。	A	子育て支援課	障害福祉課
	②医療的ケア児コーディネーターの確保	医療的ケア児コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に取り組みます。	—	—	—	—	基幹相談支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置し、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくために、きめ細かな相談支援に取り組んだ。	相談支援事業所から就園・就学等の相談を受けた際には、自立支援協議会のこども専門部会で協議をする場を設けており、今後も必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行っていく。	A	障害福祉課	
	③医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入体制の整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	—	—	—	—	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場場合に、その受入体制の整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図った。検討会の設置により、関係機関等との連携体制を構築した。医療的ケア児を預かる保育所等（4か所）に補助を行った。	医療的ケア児の保育ニーズが高まっているため、入所を希望する全ての医療的ケア児が保育所等に入所できるように、事業継続の要望がある。	A	子育て支援課	
	④障害児保育支援事業	障がい児の処遇の向上を図るために保育士の加配等を行った保育所等に助成を行います。	—	—	—	—	軽度を含む障がい児に対する適切な処遇の確保を図り、障害児保育の推進が図られた。また、令和7年度から、対象児童及び加配職員の対象を追加し障害児保育の充実を図った。利用障がい児童数 92人 補助金支給私立保育園数 26か所	障がい児等の健全育成と保護者が安心して働ける環境の充実に資することから、事業継続の要望がある。	A	子育て支援課	
	⑤学校における医療的ケア児支援のための体制整備	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」に基づき、医療的ケア児が、個のニーズに合った学びの場での指導・支援ができるように在籍する医療的ケア児に対し、適切な教育に係る支援・連携を行うための体制を整備します。	—	—	—	—	令和8年度に入学予定の医療的ケア児に対し、看護師資格を有している特別支援教育支援員を配置する予定である。令和7年度中に、医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの実施体制を協議する。	現在、医療的ケア児の支援体制の構築へ向けて準備を進めているところである。	A	学校教育課	
	⑥放課後児童健全育成事業	障がい児受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費を補助することで、障がい児の受け入れの推進を図ります。	—	—	—	—	障がい児を受け入れる放課後児童クラブに対し運営補助を行うことで、障がい児の受け入れ推進を図った。	—	A	子育て支援課	
	⑦障害児通所給付事業	障がい児に日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	—	—	—	—	申請があった障がい児等に対して、受給者証を交付し、障害児通所サービスの提供を実施した。また、保護者支援の一環として、「きりしま発達支援ガイドブック」を作成することで、障がい児の対人コミュニケーションや社会性を身につける適応訓練等実施につながり、社会交流の促進が図られた。	児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所数の増加に伴い、待機状況も改善されており（※支援内容により希望する事業所への待機はある。）、その他に要望等は特にない。	A	障害福祉課	
(4) 経済的な支援の充実	①特別児童扶養手当の支給	心身に一定の障がいを持つ児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	—	—	—	—	20歳未満で、重度または中度の障害のある児童を養育している方に対し、児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に手当てを支給した。なお、相談・受付は市が行い、認定及び支給は県が行っている。	—	A	子育て支援課	
	②小児慢性特定疾病児への支援	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。	—	—	—	—	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便を図るため、日常生活用具の購入費に対し助成を行った。	補助対象用具増の要望あり。（補助対象用具については、鹿児島県小児慢性特定疾病児童等日常生活用具事業費補助金交付要綱の規定に基づく。）	A	子育て支援課	
	③障害者自立支援医療費給付事業（育成医療）	制度に基づき、該当障害を除去・軽減する手術等の治療に伴う医療費の経済的支援を推進します。	—	—	—	—	障害を軽減したり、除去する手術等の治療により、身体に障害のある児童又は、現存する疾患を放置することによって将来、障害が残ると認められる児童に必要な医療費の給付を行った。	適正な医療費の給付及び軽減ができた。	A	障害福祉課	
	④重度心身障がい者の医療費の助成	健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度心身障がい者に係る医療費の助成を行います。	—	—	—	—	重度の身体障がい者及び知的障がい者（児）の経済的負担を軽くするために、保険医療機関に支払った医療費（一部負担金）を重度心身障害者医療費助成金として支給した。	保険医療機関の窓口での医療費（一部負担金）がなくなるような制度にしてほしいという市民からの声がある。	A	障害福祉課	
(5) 特別支援教育の充実	①特別支援教育支援員の配置	市内の公立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、学級担任や教科担任等と打合せを行い、学校生活上の支援や学習活動上の補助を行います。	—	—	—	—	市内の小中学校に82人の特別支援教育支援員を配置し、適切な支援を行ってきた。	教員からは、支援が必要な児童生徒に、個別に支援してもらえるので、ありがたいとの意見が見られた。学校規模を考えると、更なる増員が必要であるとする。	A	学校教育課	
	②教職員に対する特別支援教育に関する研修の実施	特別な支援を必要とする児童生徒のための効果的な支援や指導の在り方、個別の指導計画等の作成について理解を深めるため、市内の公立小・中学校の管理職などを対象とした特別支援教育に関する研修を実施します。	—	—	—	—	管理職研修会において、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援や指導の在り方等について、時期に合わせて適切に指導することができた。	研修を受けた教員からは、個別の事案について、適切な対応の在り方を学ぶことができ、日常の授業に生かしていきたいとの感想が寄せられた。	A	学校教育課	

霧島市こども計画（令和7年度）点検・評価シート

基本目標3 こども・若者の育ちを支える
基本方針1 子育て支援サービスの充実

【こども計画第5章】指標
R7年度～R11年度
目標値・実績値のセルを非表示

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
C：計画より若干遅れている（50～79%）
D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
B：見直し
C：休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の実績内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 幼児期の教育・保育の提供	①教育・保育の提供	多様な教育・保育ニーズへ柔軟に対応ができるよう、既存の教育・保育資源の活用を図るとともに、良質な教育・保育環境の提供に資する教育・保育施設の整備等を計画的に行い、提供体制等の確保を進めます。	—	—	—	—	教育・保育施設の定員設定等を利用実情に基づいて変更した。 【R6年度⇒R7年度】 1号：△98人 2・3号：△50人 (2・3号内訳) 2号：△4人 3号(1～2歳児)：△41人 3号(0歳児)：△5人 *施設整備3か所(内、1か所翌年度完成)	【利用者】 住宅街に近い施設の空きが少なく、希望する施設に中々入所できない。 【実施事業者】 保育士の確保が喫緊の課題であり、こどもの出生数も減っているため、新規参加が進むと過度の競争が懸念される。	A	子育て支援課	
(2) 多様な保育サービスの提供	①延長保育促進事業	保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。	延長保育実施延べ児童数	3,016	2,624	B	就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、保育時間を超えた保育を行うことにより、児童福祉の増進を図る。保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、保育時間の前後の時間において延長保育を実施する私立保育所等42か所に補助を行うとともに、公立保育所2か所で事業を実施した。	保護者の就労形態の多様化に伴い、引き続き延長保育の需要があるため、今後も事業継続の要望がある。	A	子育て支援課	
	②一時預かり事業	乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てに係る保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。	一時預かり利用者数	6,294人	4,826人 <内訳> 【保育所等】519人 【キッズパークきりしま】4,307人	C	【保育所等での一時預かり】 通常保育を受けていない、もしくは対象とならない乳幼児(以下「児童」という。)であって、保育者の傷病・入院・災害・事故・育児不安等の解消のため、緊急・一時的に保育が必要となる児童の預かりをしている私立保育所等12か所に補助等を行うとともに、公立保育所3か所で事業を実施した。 【キッズパークきりしまでの一時預かり】 子育て中の親が仕事やリフレッシュなどのために、緊急、一時的に保育が必要になった児童を預かった。	・一時的な保育ニーズ(傷病・入院・災害・事故・育児不安等)に対応するものであり、利用者の評価は高い。 ・施設の定員や利用者に影響を与えない範囲内で実施しなければならないため、利用したいときに利用できなかったという意見があった。 ・利便性のよい市街地で事業を実施していることや、預かり料金が安いことから利用者に喜ばれている。母親の育児疲れによる心理的負担解消など子育て家庭の多様なニーズに対応する事業として定着してきている。	A	子育て支援課	こどもセンター
	③一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に、通常の教育標準時間外に保育を希望する場合に、幼稚園等において一時的な保育を行います。	一時預かり(幼稚園型)利用者延べ人数	104,112	100,812	B	幼稚園児(1号認定子ども)を対象に、通常の教育標準時間外に預かり保育を実施している幼稚園等(新制度移行幼稚園、認定こども園)34か所に補助を行った。 また、一時預かりを希望された方については、ほとんどの方が利用できている。	ライフスタイルの多様化や女性就業率の上昇により、1号認定においても長時間の預かりや長期休みの際の預かりを必要とする保護者は多く、今後も事業継続の要望がある。	A	子育て支援課	
	④病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等で、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境の整備、児童の福祉の向上を図ります。	病児・病後児保育施設利用者数(人日)	1,007	1,039	A	子育てと就労の両立支援の一環として、保育所等へ通所中の児童等が「病気の回復期に至らない」「病気の回復期」であるとの理由で自宅での養育を余儀なくされる期間、当該児童を預かる事業を行う団体(認定こども園等7か所)に補助を行った。	保護者が就労状況にある等の理由で、こどもが病気の際に自宅での保育が困難であることから、事業継続の要望がある。	A	子育て支援課	
	⑤乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に入所していない満3歳未満の児童が、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できるように支援します。	乳児等通園支援事業利用定員数(人日)	43	2	D	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、当該事業を実施する認定こども園等4か所に補助を行った。	利用者から、年齢の近いこども同士の交流ができ、家庭ではできない遊びを体験できたという意見があった。 事業者から、総合支援システムの利便性向上について要望があった。	A	子育て支援課	
(3) 経済的な支援の充実	①子ども医療費助成事業	こどもの健康の保持と健やかな育成を図るため、中学校を修了するまでの児童及び住民税非課税世帯の18歳到達後最初の3月31日までの児童の医療費を助成します。	—	—	—	—	中学校卒業まで(15歳到達後最初の3月31日まで)及び非課税世帯に属する18歳到達後最初の3月31日までのこどもの医療費を全額助成した。	課税世帯についても高校生相当年齢までの拡充について要望がある。	A	子育て支援課	
	②児童手当支給事業	18歳到達後、最初の3月31日までの児童を養育している人に対し、手当(年6回)を支給します。	—	—	—	—	高校生相当年齢までの児童養育者に対し手当を支給した。	制度継続の要望がある。	A	子育て支援課	
	③養育医療費給付事業	指定医療機関への入院治療を必要とする低出生体重児等に対し、養育に必要な医療費を給付します。	—	—	—	—	指定医療機関への入院治療を必要とする低出生体重児等に対し、養育に必要な医療費を給付した。	制度継続の要望がある。	A	子育て支援課	

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
 B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
 C：計画より若干遅れている（50～79%）
 D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
 B：見直し
 C：休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	①預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化	保育の必要性が認められるこどものうち、認可外保育施設などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスのこどもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのこどもの利用料を限度額の範囲内で支援します。	—	—	—	—	預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化を行った。 【対象施設】 認可外等利用料対象施設：7か所 預かり保育利用料対象施設：37か所 未移行幼稚園対象施設：1か所	制度継続の要望がある。	A	子育て支援課	
(5) 子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	①母子健診事業【再掲】	乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、障害や疾病などの早期発見を図り、適切な治療等につながるよう支援します。	—	—	—	—	1か月児健診、3～4か月児健診、9～11か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診と乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、乳幼児の疾病の早期発見や早期治療につなげた。発育発達の経過観察が必要な乳幼児については、必要な相談や教室につないだり、電話でのフォローを行った。	健診後の精密検査等により股関節開排制限や視力異常などの疾病の早期発見や早期治療につながった。 健診後のフォローにより相談や教室の参加につながった。	A	健康増進課	すこやか保健センター
	②乳幼児育児相談事業【再掲】	発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、専門職による個別相談を通して、疾病などの早期発見、必要な情報の提供、保健指導等を行い、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。	—	—	—	—	子育てに不安や悩みを抱える市民に対して、相談内容に応じて心理士、助産師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等の専門職が育児相談を行った。必要に応じて関係機関の相談や医療機関の受診等につなぎ、疾病や障害の早期発見や早期治療に努めた。	各専門職からの保健指導により子育てに必要な知識を習得できたとの声があった。	A	すこやか保健センター	
(6) 子育て支援情報の提供	①子育て支援情報発信の充実	各子育て支援センターが毎月発行するお便りや市ホームページ等により子育て支援情報の発信を行います。	—	—	—	—	毎月25日におたよりを発行し、市内にある全10施設の情報を市ホームページに掲載したほか、関係機関や会合等で紹介、配布するなど周知を図った。	市ホームページの子育て支援センターのアクセス数は年々増えており、パンフレットの作成や二次元コードの活用等により、当該ホームページが利用者の情報取得手段として認知されつつある。	A	こどもセンター	
	②子育てガイドブック「ぐんぐんの木」の発行	子育てに関する様々な情報をまとめたガイドブック「ぐんぐんの木」を発行し、保護者等へ配布を行います。	—	—	—	—	「ぐんぐんの木」を発行し、保護者等へ令和8年3月に配布を行う。今年度から産婦人科への配布も行う予定。（発行部数：8,100部）	窓口での配布時に、子育てに関する情報が一冊にまとまっていてわかりやすいとの意見があった。	A	こども政策室	
	③子育て支援アプリ「きりっこ」	市が提供する子育て支援アプリで妊娠中から、出産、子育てをサポートします。	—	—	—	—	母子健康手帳交付時に子育て支援アプリを紹介した。妊娠中から、子育て期にアプリを通じて、各種健診時期や予防接種の案内を行った。	市民が適切な時期に健診等の情報を得ることにつながった。	A	すこやか保健センター	
(7) 外国人家庭の幼児等への支援・配慮	①相談窓口の充実	海外から帰国したこどもや外国人のこども、両親が国際結婚のこどもなど、今後は「外国につながるこども」の増加が見込まれるため、そのようなこどもが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、国際交流員と連携し、申請方法等の説明、相談を行います。	—	—	—	—	他課の事業により招聘された国際協力員の協力を得て、教育・保育の利用ができるように、申請方法等の説明・相談を行う体制整備に引き続き取り組んだ。	—	A	子育て支援課	

A: 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B: 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C: 計画より若干遅れている (50~79%)
 D: 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A: 推進
 B: 見直し
 C: 休止・廃止

基本方針2 教育・保育施設の充実

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 保育・幼児教育を担う人材の確保	①霧島市保育人材バンク事業	保育所等で働きたい求職者の人と、人材を求める霧島市内の保育所等の橋渡しを行います。	—	—	—	—	保育・幼児教育の人材を確保するために、潜在保育士等に対し、求人情報を提供した。登録者増加に向け、広報紙等で周知を行った。	保育士不足による保育の質の低下が懸念されるため、保育士の確保が喫緊の課題となっているという意見があった。	A	子育て支援課	
	②県の保育人材バンクとの連携	県が実施している保育士人材バンクと連携し、保育人材の確保に努めます。	—	—	—	—	保育・幼児教育の人材を確保するために、県の保育人材バンクに登録している潜在保育士等に対し、求人情報を提供した。	保育士不足による保育の質の低下が懸念されるため、保育士の確保が喫緊の課題となっているという意見があった。	A	子育て支援課	
	③保育士の子の優先的取り扱い	保育所等の利用調整において、本市の認可保育所等に勤務する保育士等の子の優先的取り扱いを行います。	—	—	—	—	保育所等の利用調整において、本市の認可保育所等に勤務する保育士等の子の新規申込に対し、優先的取り扱いを行った。	保育士の確保が喫緊の課題となっているため、保育士等が育休復帰しやすくなることで、保育士不足の解消につながるという意見があった。	A	子育て支援課	
(2) 認定こども園への移行に対する支援	①認定こども園への移行に対する支援	現在の教育・保育施設の利用状況及び利用希望に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を考慮するとともに、幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえながら、移行を希望する幼稚園、保育所に対して支援を行い、保護者・こどもの教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。	—	—	—	—	認定こども園への移行に対する支援を行った。 【R6年度→R7年度】 ・36か所→38か所(移行2か所)	—	A	子育て支援課	
(3) 適正な集団規模の確保	①施設整備等に係る経費の助成	こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、施設整備等に係る経費を助成し、保育所等の環境整備を推進します。	—	—	—	—	就学前教育・保育施設整備事業により、保育所等3か所に施設整備費用を助成し、環境整備の支援を行った。	施設の老朽化により、安全に保育を行える環境整備を要するため、施設整備費用の助成について事業継続の要望がある。	A	子育て支援課	
(4) 幼稚園教諭・保育士等のための研修支援及び実施	①教育・保育の質の向上のための研修	幼稚園教諭・保育士等の専門性の向上を図るため、各種関係機関が実施する研修等の情報提供を行い、人材育成に資する取組を支援します。	—	—	—	—	国の制度において、保育士のキャリアアップの仕組(処遇改善等加算区分3)が加算要件になっているため、各施設が計画的に研修を受けられるよう周知を行った。	—	A	子育て支援課	
(5) 幼児教育アドバイザー等の確保	①幼児教育アドバイザー等の確保	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援等を通して、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」等の確保を目指します。	—	—	—	—	適任者の確保等が困難であり、幼児教育アドバイザーの確保には至らなかった。 保育所等に対し、鹿児島県が設立した「幼児教育アドバイザー派遣事業」を周知し、活用を呼びかけた。	—	A	子育て支援課	
(6) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進	①家庭との連携	教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等こどもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達の段階に応じたこどもの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。	—	—	—	—	各施設において家庭との連携を図る取組を実施した。 (取組の例) ・相談対応 ・連絡帳やメール、子育て支援アプリでのやり取り ・登園時、降園時の保護者への申し送り	【実施事業者】 ・相談内容は、発達支援に関することが多い。周囲には相談しにくいことについて、園がその対応窓口となっている。 ・こどもの発達の様子を捉え、保護者と相談、必要に応じて専門機関への相談につなげている。	A	子育て支援課	
	②小学校との連携	教育・保育施設と小学校の職員及び放課後児童支援員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、教育・保育施設や放課後児童クラブ等を支援していきます。	—	—	—	—	市内教育・保育施設に対して、給付費の上乗せ「小学校接続加算」を行い、小学校との連携推進を図った。	【実施事業者】 ・小学校の先生と保育士が説明会・交流会等を行い、園での様子、教育方針等を理解してもらえると、円滑な連携につながると考えられる。 ・小学校と協働して5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを編成・実施することが求められていることから、教育委員会における取組との連携が必要である。	A	子育て支援課	学校教育課
	③地域型保育事業との連携	地域型保育事業の卒園児のための保育の場の確保に当たっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所等との協定書の締結、保育所等の利用調整における調整基準点の加算など、円滑な接続につながる取組を行います。	—	—	—	—	—	市内地域型保育事業(9か所)について、連携施設を設定しており、3歳以降については、連携施設で確実に保育の提供を行った。	卒園後の継続的な保育の提供に限らず、代替保育の提供等に関する支援等も行うこととしており、3歳以降についても確実に受け皿を確保しているという意見があった。	A	子育て支援課

基本方針3 子ども・若者の健康づくり

A: 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B: 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C: 計画より若干遅れている (50~79%)
 D: 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A: 推進
 B: 見直し
 C: 休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課
				目標値	実績値					
(1) 生活習慣の形成、定着	①普及啓発の推進	生活習慣病の予防の観点から自分自身の健康について関心を持ち、理解を深めるよう普及啓発に努めます。	—	—	—	—	広報誌、市ホームページ、FMきりしま、ポスター掲示による普及啓発を行った。また、がん検診時の健康相談(血圧測定、高血圧リスクの高い受診者へチラシ配付)を行った。市作成の食育リーフレットを学校栄養教諭に紹介し、学校での授業に活用した。	引き続き、関係課と連携し周知啓発を図る。	A	健康増進課
	②学校医等による健康指導	学校医による健康診断で、早期に健康状態を把握し、対応が必要な児童生徒に各検診を受診させます。	—	—	—	—	学校医による健康診断を計画的に実施し、必要な検診へとつなげた。	養護教諭や管理職からは、虫歯や近視等の早期発見、早期治療につなげることができたとの感想が寄せられた。	A	学校教育課
(2) 遊びや体験活動の推進	①読書活動	乳幼児期の絵本を活用した親子のきずなづくりを促進するため、「ブックスタート」事業を継続します。未就学児の読書への関心を高めるため、認定子ども園等に大型絵本やパネルシアター等を貸出します。本に関する興味を醸成するため、市立図書館・図書室でボランティア等によるおはなし会等を実施するほか、招へいに応じて、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブでも、おはなし会等を実施します。移動図書館により、図書館から離れている小学校を巡回したり、認定子ども園等に配本したりして、それぞれの読書活動を支えます。	—	—	—	—	7~8か月児教室のタイミングを活用し、「ブックスタート事業」に取り組んだ。図書館・図書室で定期的にボランティア等によるおはなし会を実施したほか、招へいに応じて認定子ども園等でもおはなし会を実施した。国分・隼人図書館の移動図書館で、両図書館から離れている小学校等に巡回したり、認定子ども園等に配本したりして、読書活動を支えた。	ブックスタート事業について、1歳6か月児健診時に行っているアンケートで、「絵本を楽しんでいるか」という問に対し77%以上が「週2・3回」又はそれ以上と回答しているほか、「本がめくりやすい」「ことばが増えた」という意見があった。おはなし会については、特に認定子ども園、地域の書店等で実施したのについて、感謝されている。移動図書館については、学校の短縮授業等時間割変更にも柔軟に対応するなど、学校と連携を取って実施しており、児童・生徒の読書活動に寄与している。	A	国分図書館
	②年齢や発達に応じた多様な経験、遊びの機会や場の創出	保育所等における世代間交流等の促進、子ども・若者のボランティア活動の促進をします。学校における自然にふれる体験活動、職場体験、伝統・文化にふれる体験活動の充実や、学校施設を開放する取組、スポーツ競技団体等の活動やスポーツ大会の実施への支援、交流・体験型遊び場の創出について検討します。	—	—	—	—	子育てサロンや地域学校協働活動及び各団体が主催する行事において、地域住民との交流を図った。自然体験・職業体験(林業編)・韓国との交流・文化の体験活動を通して、霧島の自然や歴史及び異文化に触れる機会を作った。	子育てサロンや地域学校協働活動の参加者からは、「参加してよかった」という感想が多く寄せられ、リピーターも増えてきている。中高生ボランティアの参加者も定着してきている。体験事業は、今後も様々な工夫をしながら進めていく。	A	社会教育課
(3) 食育の推進	①教育・保育施設等での食育推進	生活リズムを整え、1日3回の食事を規則正しくバランスよく食べる習慣を持つことは、心身ともに健康で活動するために必要であることから、食育推進事業や出前講座を通して「早寝・早起き・朝ごはん」運動に教育・保育施設等と連携して取り組みます。	—	—	—	—	保育所等で食育教室を実施し、早寝・早起き・朝ごはんやバランスのとれた食事について普及啓発を行った。小・中学校に朝食に関するリーフレットをデータ配信し、学級活動等で活用した。	引き続き、教育・保育施設等と連携し、食育の推進を図る。	A	健康増進課
	②家庭における食育の推進	食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践するために、食育推進事業や出前講座等を通して、子どもと保護者が食について学ぶ機会を提供します。	—	—	—	—	保育所等での食育教室の実施や小・中学校での朝食リーフレットの活用、出前講座、イベント等を通して、子どもと保護者が食について学ぶ機会を提供した。	引き続き、関係課や関係機関と連携し、食育の推進を図る。	A	健康増進課

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
 B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
 C：計画より若干遅れている（50～79%）
 D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
 B：見直し
 C：休止・廃止

基本方針4 若者の自立支援

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課
				目標値	実績値					
(1) 高等教育の修学支援	①奨学金の貸付	本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保等のため、奨学金を無利子で貸与します。	—	—	—	—	52人（高校等4人、大学等46人、大学院2人）の応募者はいずれも基準を満たしたため、全員を奨学生として採用した。奨学金を希望する者に貸与をすることで、進学に伴う経済的不安を軽減することができた。	貸与願書の申込理由欄には、進学や将来の夢の実現に当たり経済的な障壁があることを訴えるものが多い。また、将来は霧島市に居住し、地域社会への貢献を希望する意見も多い。	A	教育総務課
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	①職業意識の形成支援	「霧島しごと維新」事業で、中学生の段階から霧島市で働く人々の熱い思いに触れ、霧島で働くことの魅力等について知ることにより、自分の将来について真剣に考える機会づくりに取り組めます。	—	—	—	—	「霧島しごと維新事業」を実施し、霧島で働く魅力を伝えた。 ・企業見学会 ・10年後の自分探し ・Kirishima Global Activity	地元の企業のことを詳しく知ることができ、地元で働きたいという思いが強くなったとの感想が寄せられた。	A	学校教育課
	②地元企業の魅力発信	関係機関と連携し、高校生・大学生向けの合同企業説明会や企業見学等を実施するなど、地元企業や地元就職の魅力を発信する取組を推進します。	—	—	—	—	・就職系学科がある近隣高校を対象に企業見学会を実施（5校・187人※見込含む） ・高校生・大学生等を対象とした合同企業説明会を実施（R8.3月予定、200人程度見込）	・会社の雰囲気を感じることができ、福利厚生等も詳しく聞くことができた。 ・社会人としての心得等も話してもらうことで就職活動の参考になった等の意見があった。	A	商工振興課
	③若者の就職支援	ハローワークが実施する若年者に対する就職支援メニューの周知・誘導を行うとともに、市内企業と連携した学生のインターンシップ等の推進を図ります。	—	—	—	—	・ハローワーク主催（霧島市共催）の分野別合同企業説明会の周知（年3回） ・就職系学科がある近隣高校を対象にインターンシップ支援（タクシー代補助）を実施（5校・55人※見込含む） ・若年者の就職応援イベントカレンダーをHPに毎月掲載している。	・タクシー送迎が実習先を選ぶ決め手となり、インターンシップの内容もよかった。 ・タクシー送迎利用で行き帰りの負担がなくなり、思う存分学ぶことができた等の意見があった。	A	商工振興課
	④事業者の賃金引上げに向けた周知・啓発	最低賃金の周知・啓発に努めるとともに、賃金改定等を行う事業者に対する国の支援制度等の周知を図ります。	—	—	—	—	最低賃金について、チラシやポスターの設置、HPや広報誌への掲載を行った。	今後も最低賃金・制度の周知に努める。	A	商工振興課

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
 B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
 C：計画より若干遅れている（50～79%）
 D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
 B：見直し
 C：休止・廃止

基本方針5 こどもの貧困の解消に向けた対策

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 教育の支援	①奨学金の貸付【再掲】	本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保等のため、奨学金を無利子で貸与します。	—	—	—	—	52人（高校等4人、大学等46人、大学院2人）の応募者はいずれも基準を満たしたため、全員を奨学生として採用した。奨学金を希望する者に貸与をすることで、進学に伴う経済的不安を軽減することができた。	貸与願書の申込理由欄には、進学や将来の夢の実現に当たり経済的な障壁があることを訴えるものが多い。また、将来は霧島市に居住し、地域社会への貢献を希望する意見も多い。	A	教育総務課	
	②就学援助の制度	こどもの就学で経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。	—	—	—	—	経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助した。R7から電子申請に変更し、保護者の負担を軽減した。	就学援助によって、経済的負担が軽減されたとの感想が寄せられた。	A	学校教育課	
	③学習機会の提供	生活保護世帯・生活困窮世帯の中学生を対象に、個別学習の機会を提供します。	—	—	—	—	生活困窮世帯等の中学生を対象に、授業がない土曜日に、教員免許を有する講師が個別指導を実施している。基礎知識の習得を目指し高校進学率の向上を図った。	参加している中学生からは、個別に学習支援を受けることで、理解する喜びを実感できたという意見が聞かれた。生活保護世帯や生活困窮者世帯の中学生が対象となるため、参加者が少ないことが課題である。	A	こども・くらし相談センター	
(2) 生活の安定に資するための支援	①生活困窮世帯の自立相談支援	相談窓口を設置し、生活困窮の相談に対応し、関係機関と連携しながら必要な制度・社会資源等につなぐとともに、就労や家計改善等の自立に向けた支援を行います。また、生活困窮に関する悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。	—	—	—	—	生活困窮の相談については、相談支援員を配置し、関係機関と連携しながら必要な制度等につないだ。また、相談室で対応するなど、プライバシーに配慮するとともに、就労や増収に向けた支援に取り組んだ。	相談者の希望があれば関係機関等へ同行することで、円滑な支援につながっている。	A	こども・くらし相談センター	
	②市営住宅	家庭における生活の安定のため、低家賃で住宅を提供します。	—	—	—	—	低家賃で市営住宅を提供した。（提供世帯数 28件）	安価な家賃で住むところが見つかった等の意見があった。	A	建築住宅課	
(3) 保護者の就労支援	①保護者の子育てと就労の両立支援	一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなどの事業により、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	—	—	—	—	就労形態の多様化に伴う保育の需要に対応するため、保育所等が実施する各事業に経費の助成を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援した。	一時的な預かりや長時間の預かりを必要とする保護者は多く、今後も継続して事業を行う必要がある。	A	子育て支援課	こどもセンター
(4) 経済的な支援の充実	①就学援助の制度【再掲】	こどもの就学で経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。	—	—	—	—	経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助した。R7から電子申請に変更し、保護者の負担を軽減した。	就学援助によって、経済的負担が軽減されたとの感想が寄せられた。	A	学校教育課	

A: 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B: 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C: 計画より若干遅れている (50~79%)
 D: 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A: 推進
 B: 見直し
 C: 休止・廃止

基本方針6 ひとり親家庭への自立支援

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課
				目標値	実績値					
(1) 各事業の利用の際の配慮	①子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設等の施設と委託契約を締結し、それぞれの施設において一定期間、養育及び保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	子育て短期支援者数(延べ)	180	109	C	対象者に対して、契約した施設にて養育及び保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図った。利用しやすい環境づくりのため、施設契約(1法人2か所)を増やした。(利用見込数 109人)	利用希望に対し100%の受入を行ったため、児童及び家庭の福祉の向上を図ることができた。今後も、利用しやすい環境づくりに努めていく。	A	こども・くらし相談センター
	②施設利用における優先的な配慮	ひとり親家庭の保育所等の利用調整における、調整基準点の加算を行います。	—	—	—	ひとり親家庭の保育所等入所について、引き続き優先的な取扱(選考に係る基準点に加点する。)を行い、円滑な利用を促した。	—	A	子育て支援課	
	③児童クラブの利用料助成	放課後児童クラブを利用している低所得世帯に対し、利用料の助成を行います。	—	—	—	—	利用料の助成上限を1,700円に引き上げ利用料の助成を行った。	—	A	子育て支援課
(2) 就業支援	①ひとり親家庭等高等技能訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母に対し、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間(上限4年)について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、修業期間終了後に修了一時金を支給することで、生活の負担の軽減を図ります。	—	—	—	—	ひとり親家庭の父又は母に対し、養成訓練の訓練促進費を支給するとともに、修業期間終了後に修了一時金を支給することで、生活の負担の軽減を図った。	制度継続の要望がある。	A	子育て支援課
	②ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付事業	結婚や出産により離職し、職業経験が乏しく、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練給付金を支給します。	—	—	—	—	ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練給付金の周知を図った。	—	A	子育て支援課
	③ハローワーク等との連携	児童扶養手当の現況届提出時期に、ハローワークの職員による就職相談窓口を市役所内に設けます。また、地域若者サポートステーションによる多様な支援サービスについて周知を図ります。	—	—	—	—	児童扶養手当の現況届提出時期である8月に、ハローワークの職員による就職相談窓口を市役所内に設けた。	—	A	子育て支援課
(3) 経済的な支援の充実	①児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。	—	—	—	—	両親の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(心身に障害がある児童は20歳未満)について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図った。年6回(奇数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給した。	制度継続の要望がある。	A	子育て支援課
	②ひとり親家庭等の医療費の助成	経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び児童に係る医療費の助成を行います。	—	—	—	—	ひとり親家庭の父又は母とその監護する18歳到達後最初の3月31日まで又は20歳未満で心身に障害がある児童の医療費を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図った。月2回の支払いを実施した。	・自動償還払い(医療機関等で負担した医療費が、後日自動的に指定口座に振り込まれる制度)や現物給付導入の要望がある。	A	子育て支援課
	③母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	—	—	—	—	ひとり親家庭等の児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行った。	—	A	子育て支援課

霧島市こども計画（令和7年度）点検・評価シート

基本目標4 子ども・若者にやさしい社会づくり
基本方針1 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

【こども計画第5章】指標
R7年度～R11年度
目標値・実績値のセルを非表示

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
C：計画より若干遅れている（50～79%）
D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
B：見直し
C：休止・廃止

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	①情報提供・相談支援等	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、情報提供や相談支援を行います。	—	—	—	—	ハローワークと協力し、ハローワーク国分内のマザーズコーナーでの情報提供を行った。	保育所等の利用申込みについて知ることができたという意見があった。	A	子育て支援課	
	②施設利用における優先的な配慮	育児休業復帰の際の保育所等の利用調整における調整基準点の加算を行います。	—	—	—	—	育休復帰に伴う保育所等入所について、引き続き優先的な取扱（選考に係る基準点に加点する。）を行い、円滑な利用を促した。	—	A	子育て支援課	
(2) 仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進、制度の普及	仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、長時間労働を含めた働き方の見直しにつながる意識啓発の推進や、育児・介護休業制度等の法令や諸制度の普及に努めます。	—	—	—	—	啓発ポスターやリーフレットを市民課窓口や一部市有施設に掲示し、周知を図った。	事業所アンケートの結果などから、制度の周知は進んでいると思われるが、利用率の向上に向けては更なる取組が必要と考えている。	A	市民課	
(3) 男性の家事・育児参画の促進	①情報発信・啓発	男女共同参画情報誌等を活用し、男性の家事・育児等への参画や、固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等について情報発信に努めます。	—	—	—	—	市民課及び市有施設窓口への情報誌の設置のほか、地域でのセミナーや出前講座を開催し、周知啓発に努めた。	今後もより多くの参加が得られるよう広報に努めていく。	A	市民課	
	②講演会等の実施	男性を対象とした講座等を実施し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。	—	—	—	—	霧島市公民館定期講座では「男性料理講座」を国分と隼人会場で実施した。 こども政策室では、10月28日に市の20代男性職員を対象に、育児休暇制度の説明や育児休暇制度を活用して子育てを経験した男女2人の職員が体験談の講演を行った。（参加者は47人）	講座参加者からは、概ね好評であった。令和8年度も実施予定である。 参加した職員からは、制度を理解できたことや育児の体験談を聞いて大変参考になったなど有意義であったとの意見が多かった。また、職場で育休を取りやすくなるなど、子育てしやすい環境につながるといった意見もあった。	A	社会教育課	こども政策室
(4) 共働き、子育ての支援	①キャリアアップと子育ての両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及	育児・介護休業制度等の労働関係法令や国の支援制度等の普及啓発を行い、長時間労働を含めた働き方の見直しにつながる意識啓発を進めます。	—	—	—	—	過労死等防止啓発のチラシやパンフレット、ポスターを設置した。	今後も制度の周知に努めていく。	A	商工振興課	
	②育児休業取得率の向上	企業に対し、育児・介護休業制度等の普及・啓発を進め、職場の理解を得られ、育児休業の取得がしやすくなるよう環境づくりに努めます。	—	—	—	—	・子育てしやすい職場環境を推進するため、企業のトップ等を対象とする講演会を2月に開催した。（参加者数 約100人） ・育児休業についてのパンフレットを設置した。	今後も制度の周知に努めていく。	A	商工振興課	
	③男女ともに働きやすい環境の整備	男女雇用機会均等法や労働関係法の趣旨の普及と、法に沿った雇用・管理について、労働局等の関係機関との連携強化に努め、普及・啓発活動を推進します。	—	—	—	—	労働局や労働委員会等から送付される年休取得促進や職場のトラブルに関する相談会の案内などのチラシやパンフレット、ポスターの設置をした。また、HPや市報へ掲載を行った。	今後も制度の周知に努めていく。	A	商工振興課	

A：計画以上に進んでいる（100%以上）
B：計画どおりに進んでいる（80～99%）
C：計画より若干遅れている（50～79%）
D：計画より大幅に遅れている（49%以下）

A：推進
B：見直し
C：休止・廃止

基本方針2 結婚を希望する人への支援

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 出会いの機会・場の創出支援	①広域の展開	かごしま出会いサポートセンターと連携し、他市町村も含めた出会いの場の創出に努めます。	—	—	—	—	市のHPやSNS等で出会いサポートセンター主催のイベントや入会登録キャンペーン等を周知した。（出張登録閲覧会 7回実施）	霧島市で出張登録閲覧会を実施すると、近隣の市町村からも登録希望者が訪れるため、登録者の増加を図ることができる。	A	企画政策課	
	②官民との連携	民間事業者等が実施する婚活イベントの支援や、包括連携協定等を活用したライフデザイン形成に役立つセミナーなどを企画します。	—	—	—	—	市のHPやSNS等を通じて霧島市で行われる婚活イベント等を周知した。	今後も他市町村の取組状況の情報収集等に努める。	A	企画政策課	
(2) 結婚に伴う新生活への支援	①スタートアップへの支援の推進	結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。	—	—	—	—	結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援について、他市町村の取組状況を調査、実施に向けて関係課と検討を行った。	今後も他市町村の取組状況の情報収集等に努める。	A	こども政策室	

A: 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B: 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C: 計画より若干遅れている (50~79%)
 D: 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A: 推進
 B: 見直し
 C: 休止・廃止

基本方針3 子育て家庭を支え、見守る環境づくり

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) 地域で子育てを応援する環境づくり	①ファミリー・サポート・センター事業	公共施設でのパンフレット配架や、広報誌やホームページ等による情報の発信に努めます。	ファミリーサポートセンター利用者数(延べ)	400	279	C	独自のホームページ開設やチラシ、ファミサポだよりの発行のほか、市ホームページや広報誌、FMラジオ等による情報発信を行い、会員獲得や利用促進に努めた。	様々な媒体を利用し周知活動を実施しているが、詳細については面談等による説明が必要となるため、制度自体の理解が深まる広報が必要である。また、本市は類似した子育て支援制度が多く導入されているため、当事業の特徴を生かした利用方法等の周知が必要である。	A	子育て支援課	こどもセンター
	②子育て支援センター管理運営事業	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。	子育て支援センター利用者数	46,940	44,772	B	こどもセンターを含む全10施設で子育てに関するサロンや講座の実施、相談対応を行い、利用者への子育てに関する情報提供及び不安や悩み等を軽減するなどの支援を行った。	子育て支援拠点が複数あることで、利用者は自身の環境に合う場所、保育士、講座等を選定することができるため、各支援センターの特徴を生かした講座等の開催により、幅広いニーズに対応できている。	A	子育て支援課	こどもセンター
	③母子保健推進員活動事業	生後4か月までの乳児並びにその保護者の訪問を実施し、現状把握や相談等を行います。また、支援の必要な人については、すこやか保健センターへ報告してもらうことで、その後の支援につなげるよう努めます。	乳児家庭全戸訪問事業利用者数(延べ)	283	156	C	全ての妊産婦の訪問を行うため、一部を地域の母子保健推進員に依頼し、子育て相談や地域の子育て情報の提供を行った。	母子保健推進員は53人委嘱しているが、地域の見守りも含め、子育て支援の協力者として連携を図るよう努める。	A	健康増進課	すこやか保健センター
	④子育て支援施設の充実	こども館については、季節ごとに魅力あるイベント等を実施し、多くの親子が楽しめる施設づくりに努めます。また、既存施設の改修、リニューアル、新たな子育て支援施設等の整備などを検討、実施することで、安心・安全でかつ快適な子育て環境の更なる充実を図ります。	—	—	—	—	上野原縄文の森とコラボしたイベント等を開催し、親子連れがたくさん訪れる施設となるよう魅力あるこども館をアピールした。	未就学児だけでなく小学生も入館してほしいとの意見もある。	A	子育て支援課	
	⑤教育・保育施設等の地域子育て支援活動の支援	認定こども園での保護者や地域の子育て力の向上に向けた子育て支援活動の支援に努めます。	—	—	—	—	特定教育・保育施設確認監査等において、地域住民等との交流活動を行っているか確認・助言するなど、支援に努めた。	—	A	子育て支援課	
	⑥民生委員・児童委員の活動への支援【再掲】	子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動への支援や周知に努めます。	—	—	—	—	子育てに関する相談を気軽にできる場として、民生委員・児童委員による子育てサロン活動の広報に努めた。また、児童委員の立場から、福祉教育や立哨活動へ参加した。	民生委員・児童委員の活動を知ってもらう機会になり、相談しやすい関係を築ききっかけとなった。	A	保健福祉政策課	
(2) 地域の子育て支援ネットワークの構築	①子育て支援センター管理運営事業【再掲】	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。	—	—	—	—	こどもセンターを含む全10施設で子育てに関するサロンや講座の実施、相談対応を行い、利用者への子育てに関する情報提供及び不安や悩み等を軽減するなどの支援を行った。	子育て支援拠点が複数あることで、利用者は自身の環境に合う場所、保育士、講座等を選定することができるため、各支援センターの特徴を生かした講座等の開催により、幅広いニーズに対応できている。	A	子育て支援課	こどもセンター
	②支援ネットワーク会議	市地域子育て支援センター全体会を開催し、各センターの意見交換や情報共有を行い、子育て支援拠点施設の相互連携や子育て支援の在り方、手法などの課題解決に努めます。	—	—	—	—	地域子育て支援センター全体会を2回開催し、各センター従事者、地域サロン担当者、保健師が出席し、子育てに関する地域課題の解決に向けた意見交換、情報共有を図った。	各子育て支援センターや関係機関と意見交換、情報共有を図ることで、講座やサロンの充実や利用者対応の改善につながっている。	A	子育て支援課	こどもセンター

A: 計画以上に進んでいる (100%以上)
 B: 計画どおりに進んでいる (80~99%)
 C: 計画より若干遅れている (50~79%)
 D: 計画より大幅に遅れている (49%以下)

A: 推進
 B: 見直し
 C: 休止・廃止

基本方針4 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

施策	取組	内容	指標	令和7年度		進捗状況	令和7年度の取組内容	利用者・実施事業者の意見・評価等	今後の展開	担当課	
				目標値	実績値						
(1) こどもの居場所・遊び場づくり	①こどもの居場所づくり支援	こども・若者の意見を聴きながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。こども食堂等、こどもの居場所としての役割を担う民間団体等と連携し、実施できることを検討します。	—	—	—	—	ワークショップ等を通じて、こども・若者が必要とするこどもの居場所について情報収集等を行った。	主な意見として、遊ぶ場所がほしい、交通の利便性の向上などの要望が多くあった。また、学校や図書館以外の学習スペースを求めていることがわかった。	A	子育て支援課	こども政策室
	②放課後児童支援員に対する研修支援及び実施	放課後児童支援員等を対象とした研修会を実施し、支援員等の質の向上を図ります。	放課後児童クラブの支援単位数(施設)	87	81	B	放課後児童支援員等資質向上研修会を1回開催し、放課後児童支援員及び補助員に対し、その資質の向上のために職場内外の研修の機会を確保した。	研修会継続の要望があった。	A	子育て支援課	
	③放課後児童対策	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブを中心とした居場所づくりに努めます。また、保護者や地域住民が、学校運営に参画する学校運営協議会と連携を図りながら、放課後等の児童対策に向けて取り組みます。	放課後児童クラブの利用者数(延べ)	2,602	2,611	A	放課後児童クラブと小学校が児童の情報を共有し、児童の安全確保を図るとともに、児童クラブの安定的な運営のため、補助金の交付を行った。学校運営協議会を通じて、事例の紹介や実態把握等を行った。	引き続き、学校運営協議会を通じて事例の紹介を行う。	A	子育て支援課	社会教育課
(2) 不登校のこども等への支援の充実	①教育相談や適応指導の実施	不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。	—	—	—	—	国分、隼人の教育支援センターにおいて、不登校児童生徒への支援及び保護者を対象とした教育相談を実施した。	教育支援センターに通うことで、規則正しい生活が送れるようになり、学習にも取り組むことができるようになった。高校入試にも安心して臨むことができたとの感想が見られた。	A	学校教育課	
	②スクールカウンセラー等の配置【再掲】	県のスクールカウンセラー派遣制度に加え、本市の臨床心理士やいじめ相談員、かけはしサポーターを市内の公立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	—	—	—	—	全ての小中学校に、県のスクールカウンセラーやいじめ相談員、市の臨床心理士等を派遣し、児童生徒や保護者、教職員の心のケアに努めた。	学校の先生に相談できないことを、相談することができ、気持ちが軽くなったとの声があった。	A	学校教育課	
	③不登校対策	不登校のこどもの意見を聴きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加の要因について分析を行います。	—	—	—	—	管理職研修会や担当者会等において、各学校で不登校の児童生徒に寄り添った指導を行うよう指導した。	不登校の要因は、様々なものがある。個別に丁寧に対応していきたい。	A	学校教育課	
	④ひきこもり対策	15歳以上のひきこもり状態にあるこどもについては、本人・家族の相談に対応し、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、支援します。また、安心して過ごせる場として、ひきこもりの居場所であるフリースペースを開催します。	—	—	—	—	相談窓口が周知されるようになり、ひきこもりに関する相談件数は増加している。フリースペースを毎月開催し、必要に応じて関係機関等と連携しながら、家庭訪問や同行支援を行うなど寄り添った支援に努めた。	フリースペースが安心して外出できる場になっているとの意見があり、毎回参加している方もいる。今後も正しい知識の普及や相談窓口の周知を図る必要がある。	A	こども・くらし相談センター	